

Ⅸ 資 料

- 1 浄化槽法施行細則
- 2 北海道建設部手数料条例
- 3 浄化槽法に規定する浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則
- 4 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- 5 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
- 6 浄化槽法関係罰則一覧
- 7 生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占有の取り扱いについて
- 8 「住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法の取扱方針」の策定について
(チェックリスト含む)
- 9 市町村の凍結深度
- 10 浄化槽法にかかる事務権限の市町村への移譲について
- 11 いわゆる「放流同意問題」について
- 12 浄化槽法事務体系

1 浄化槽法施行細則

昭和60年10月 1 日
規則第75号

改正	昭和62年 3 月26日規則第13号	平成 6 年10月17日規則第105号
	平成 9 年 3 月31日規則第22号	平成12年 3 月28日規則第54号
	平成13年 1 月 5 日規則第 1 号	

浄化槽法施行細則をここに公布する。

浄化槽法施行細則

(趣旨)

第1条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行については、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）及び浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号。以下「国土交通省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔平成12年規則54号・13年 1 号〕

(浄化槽工事業登録申請書類等の提出部数)

第2条 国土交通省令第4条に規定する申請書及び添付書類の部数は、正本1通及び副本1通とする。

2 国土交通省令第11条第1項に規定する届出書及び同条第2項に規定する添付書類の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

一部改正〔昭和62年規則13号・平成13年 1 号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 保健所長事務委任規則（昭和57年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（昭和62年 3 月26日規則第13号）

- 1 この規則は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。
- 2 商店街振興組合法施行細則（昭和37年北海道規則第139号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現にされている申請その他の行為でこの規則の施行の日においてこれらの行為に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 北海道手数料徴収規則（昭和34年北海道規則第65号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成 6 年10月17日規則第105号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成 9 年 3 月31日規則第22号）
この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成12年 3 月28日規則第54号）
この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成13年 1 月 5 日規則第 1 号抄）
1 この規則は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

2 北海道建設部手数料条例

(平成12年 3 月 29 日 条例第23号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、建設部の所掌する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料を徴収する事務等)

第2条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

(手数料の納付方法等)

第3条 手数料は、別表10の2の項、45の項から48の項まで、58の項、89の項及び91の項に掲げる事務に係るものを除くほか、北海道収入証紙で納めなければならない。

2 法令の規定により知事が都道府県指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関（以下この条において「都道府県指定登録機関等」という。）に行わせることとした別表45の項から48の項まで又は58の項に掲げる事務に係る手数料は、都道府県指定登録機関等に納めなければならない。

3 前項の規定により都道府県指定登録機関等に納められた手数料は、都道府県指定登録機関等の収入とする。

(手数料の減免)

第4条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(手数料の還付)

第5条 知事は、次に掲げる場合は、別表10の2の項の第3欄に掲げる手数料の金額を還付する。

(略)

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。(略)

別表（第2条関係）（関係部分抜粋）

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金 額	徴収時期
80 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく浄化槽工事業の登録の申請に対する審査	浄化槽工事業登録申請手数料	33,000円	登録申請のとき
81 浄化槽法第21条第3項の規定に基づく浄化槽工事業の更新の登録の申請に対する審査	浄化槽工事業更新登録申請手数料	26,000円	更新登録申請のとき
82 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付	浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料	用紙1枚につき680円	交付請求のとき
83 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿を閲覧に供する事務	浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料	430円	閲覧請求のとき

備考

1 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ第1欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

2 この表の第3欄に掲げる金額は、当該第3欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

3 浄化槽法に規定する浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則

昭和60年10月1日

告示第1693号

改正	昭和63年6月13日告示第946号	平成4年8月14日告示第1261号
	平成12年3月28日告示第508号	平成18年4月28日告示第424号
	平成21年4月24日告示第331号	平成22年3月31日告示第274号

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号。以下「省令」という。）第7条第1項及び第2項の規定により、省令第7条第1項に規定する浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所及び浄化槽工事業者登録簿閲覧所の閲覧規則を次のとおり定めた。

1 浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所	札幌市中央区北3条西6丁目 岩見沢市8条西5丁目 札幌市中央区北3条西7丁目 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 室蘭市海岸町1丁目4番1号 浦河郡浦河町栄丘東通56号 函館市美原4丁目6番16号 檜山郡江差町字陣屋町336番3 旭川市永山6条19丁目1番1号 留萌市住之江町2丁目1番2 稚内市末広4丁目2番27号 網走市北7条西3丁目 帯広市東3条南3丁目 釧路市浦見2丁目2番54号 根室市常盤町3丁目28番地	北海道建設部建設管理局建設情報課内 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課内 北海道石狩振興局産業振興部建設指導課内 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課内 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課内 北海道日高振興局産業振興部建設指導課内 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課内 北海道檜山振興局産業振興部建設指導課内 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課内 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課内 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設指導課内 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課内 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課内 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課内 北海道根室振興局産業振興部建設指導課内
--------------------	---	--

2 閲覧規則 浄化槽工事業者登録簿閲覧規則

（趣旨）

第1条 この規則は、浄化槽工事業者登録簿閲覧所における浄化槽法（昭和58年法律第43号）第23条第1項に規定する浄化槽工事業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定める。

（閲覧時間）

第2条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、建設部建設管理局建設情報課長、総合振興局長又は振興局長（以下「建設情報課長等」という。）は、必要と認めたときは、閲覧時間を変更することができる。

3 前項の規定により閲覧時間を変更するときは、建設情報課長等は、閲覧所にその旨を掲示しなければならない。

（閲覧所の休日）

第3条 閲覧所の休日は、次のとおりとする。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（2）日曜日及び土曜日

（3）1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、建設情報課長等は、閲覧所の運営上特別の必要があるときは、臨時に休所することができる。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(閲覧の手続)

第4条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧請求書に指定の事項を記入しなければならない。

(持出しの禁止)

第5条 閲覧者は、登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の禁止又は中止)

第6条 建設情報課長等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

- (1) この規則又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがある者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

前 文(抄)(平成22年3月31日告示第274号)

平成22年4月1日から施行する。

4 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年 7 月 16 日
条例第23号

改正	平成 4 年 3 月 31 日 条例第25号 〔第 1 次改正〕	平成 7 年 7 月 21 日 条例第19号 〔北海道行政手続条例附則第 6 項による改正〕
	平成16年 3 月 31 日 条例第15号 〔第 2 次改正〕	平成17年 3 月 31 日 条例第20号 〔民法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第 2 号による改正〕
	平成21年 3 月 31 日 条例第15号 〔北海道条例の整備に関する条例第32条による改正〕	

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度に関し必要な事項等を定めるものとする。

(登録)

第 2 条 浄化槽の保守点検を業として行おうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して 3 年とする。

3 前項の有効期間満了後引き続き浄化槽の保守点検を業として行おうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第 3 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 事業所の名称及び所在地

三 事業所ごとに設置される浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の番号

四 法人にあっては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施等)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第 1 項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 知事は、第 1 項の登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(登録の拒否)

第 5 条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は当該申請者若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 道内に事業所を設置していない者

二 事業所ごとに専任の浄化槽管理士を設置していない者

三 事業所ごとに規則で定める器具を備えていない者

四 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

五 第 9 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者

- 六 第2条第1項又は第3項の規定による登録を受けた者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）で法人であるものが第9条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 七 第9条第1項の規定により浄化槽の保守点検の業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 八 浄化槽の保守点検の業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が第4号から前号までのいずれかに該当するもの
- 九 法人で役員のうちに第4号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。
- 一部改正〔平成17年条例20号〕
- （変更等の届出）
- 第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 第3条第2項の規定は前項の規定による届出に、第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は前項の規定による届出があった場合に準用する。
- 3 浄化槽保守点検業者が浄化槽の保守点検の業を廃止したときその他の規則で定める事由により浄化槽の保守点検の業が行われなくなったときは、規則で定める者が、30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- （登録の抹消）
- 第7条 知事は、前条第3項の規定による届出があった場合又は登録がその効力を失った場合は、当該浄化槽保守点検業者に係る登録を抹消しなければならない。
- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。
- （遵守事項）
- 第8条 浄化槽保守点検業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 浄化槽管理者から浄化槽の保守点検の委託を受けたときは、当該保守点検の業務を行おうとする区域に係る市町村の名称を記載した書面を、当該委託を受けた日から30日以内に知事に提出すること。ただし、既に提出した書面に記載されている市町村内で保守点検の業務を行おうとする場合は、この限りでない。
- 二 浄化槽の保守点検の業務を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督すること。
- 三 浄化槽の保守点検を行った結果、浄化槽の清掃の必要を認めた場合は、その旨を浄化槽管理者に通知するとともに、当該浄化槽の清掃の委託を受けた者を知ったときは、当該委託を受けた浄化槽清掃業者と当該浄化槽の清掃の時期等浄化槽の機能の維持に関し必要な事項について連絡を取ること。
- 四 浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務を行わせ、若しくは実地に監督させるとき、又は自ら当該業務を行い、若しくは実地に監督するときは、規則で定める身分証明書を携帯させ、又は自ら携帯すること。
- 五 その事業所ごとの見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げること。
- 六 その事業所ごとに、規則で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存すること。
- 2 知事は、前項各号に掲げる事項を遵守されていないと認めるときは、浄化槽保守点検業者に対し、これを遵守するよう命ずることができる。
- （登録の取消し等）
- 第9条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- 二 第5条第1項各号（第5号及び第7号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 前条第2項の規定による命令に違反したとき。
- 五 この項の規定による停止の命令に違反したとき。
- 2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による処分をした場合に準用する。

一部改正〔平成7年条例19号〕

(報告の徴収、立入検査等)

第10条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対してその業務に関し必要な報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、浄化槽保守点検業者の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第11条 第2条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者は、3万700円の登録申請手数料を、当該登録を申請する際に北海道収入証紙をもって、納めなければならない。

一部改正〔平成16年条例15号〕

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第2条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽の保守点検を業として行った者

二 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者

三 第9条第1項の規定による停止の命令に違反した者

一部改正〔平成4年条例25号〕

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

一 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第10条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一部改正〔平成4年条例25号〕

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に浄化槽の保守点検を業として行っている者は、この条例の施行の日から3月間は、第2条第1項の登録を受けなくても引き続き浄化槽の保守点検の業を行うことができる。

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則 (平成4年3月31日条例第25号)

〔北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成7年7月21日条例第19号抄)

〔北海道行政手続条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日条例第15号)

〔北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第20号)

〔民法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年3月規則第25号で、同17年4月1日から施行)

附 則 (平成21年3月31日条例第15号抄)

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

5 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和60年9月30日

規則第71号

改正	昭和63年6月15日規則第79号	昭和63年11月7日規則第107号
	平成元年3月31日規則第68号	平成4年8月7日規則第77号
	平成7年6月1日規則第41号	平成9年3月28日規則第8号
	平成9年5月31日規則第97号	平成15年5月30日規則第67号
	平成16年12月28日規則第136号	平成17年3月4日規則第2号
	平成18年3月31日規則第50号	平成22年3月24日規則第17号
	平成22年3月31日規則第45号	

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則をここに公布する。

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北海道条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録の申請)

第2条 条例第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日前30日までに申請書を提出しなければならない。

(申請書の様式及び添付書類)

第3条 条例第3条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 条例第3条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、条例第6条第2項において準用される場合にあっては、変更に係るものに限る。

- 一 申請者が条例第5条第1項第4号から第9号までのいずれにも該当しない者である旨の別記第2号様式による誓約書
- 二 事業所ごとに備えられた第6条に規定する器具に係る別記第3号様式による器具明細書
- 三 事業所ごとに設置される浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し及び住民票の抄本
- 四 申請者の住民票の抄本（法人にあっては、登記事項証明書）

一部改正〔平成17年規則2号〕

(登録簿の様式等)

第4条 条例第4条第1項に規定する登録簿は、別記第4号様式によるものとする。

2 条例第4条第2項の規定による登録した旨の通知（条例第2条第1項又は第3項の規定による登録に係るものに限る。）は、別記第5号様式の登録済通知書によるものとする。

(登録簿の閲覧)

第5条 条例第4条第3項の規定により登録簿を一般の閲覧に供する場所は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課とする。

2 登録簿の閲覧時間は、午前9時30分から午後4時までとする。

3 次の各号に掲げる日は、登録簿を閲覧することができない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

4 登録簿を閲覧する者は、登録簿の管理に当たる職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- 二 他人に迷惑を及ぼし、又そのおそれのある行為をしないこと。

5 知事は、登録簿を閲覧する者が前項の規定に違反したとき又は登録の実施上支障が生ずると認めるときは、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

一部改正〔昭和63年規則79号・平成4年77号・7年41号・9年97号・15年67号・18年50号・22年45号〕

(器具)

第6条 条例第5条第1項第3号の規則で定める器具は、次のとおりとする。

- 一 温度計
- 二 透視度計
- 三 溶存酸素測定器具

- 四 水素イオン濃度指数測定器具
- 五 塩素イオン濃度測定器具
- 六 残留塩素測定器具
- 七 汚泥沈殿試験器具
- 八 スカム厚及び汚泥厚測定器具
- 九 水準器

(変更の届出)

第7条 条例第6条第1項の規定による変更の届出は、別記第6号様式の届出書によるものとする。
(廃業等の届出)

第8条 条例第6条第3項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合とし、規則で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 浄化槽保守点検の業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は法人の役員
- 二 死亡した場合 その相続人
- 三 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- 四 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 五 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

2 条例第6条第3項の規定による届出は、別記第7号様式の届出書によるものとする。

一部改正〔平成16年規則136号〕

(業務区域を記載した書面の様式等)

第9条 条例第8条第1項第1号に規定する浄化槽の保守点検の業務を行おうとする区域に係る市町村の名称を記載した書面は、別記第8号様式によるものとする。

2 前項の書面は、浄化槽の保守点検の業務を行おうとする市町村ごとに作成し、当該市町村を所管する総合振興局長又は振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成9年規則97号・22年45号〕

(身分証明書の様式)

第10条 条例第8条第1項第4号の規則で定める身分証明書は、別記第9号様式によるものとする。

(標識の記載事項等)

第11条 条例第8条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録番号及び登録有効期間
- 三 浄化槽管理士の氏名

2 条例第8条第1項第5号に規定する標識は、別記第10号様式によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第12条 条例第8条第1項第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- 二 浄化槽の設置場所
- 三 浄化槽の処理方式及び処理能力
- 四 浄化槽製造業者又は浄化槽を設計した者の氏名若しくは名称及び住所
- 五 浄化槽の型式の認定番号
- 六 浄化槽工事業者の氏名又は名称及び住所
- 七 浄化槽の保守点検の委託契約年月日
- 八 担当浄化槽管理士の氏名
- 九 浄化槽清掃業者との連絡事項

2 条例第8条第1項第6号の規定により浄化槽保守点検業者が備える帳簿は、浄化槽の保守点検の業務を受託した浄化槽ごとに作成しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、前項の帳簿を委託契約終了時に閉鎖するものとし、閉鎖後3年間保存しなければならない。

(立入検査職員の身分証明書の様式)

第13条 条例第10条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記第11号様式によるものとする。

(権限の委任)

第14条 条例第8条第2項の規定による遵守命令に関する事務並びに第10条の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務は、総合振興局長及び振興局長に委任する。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

一部改正〔平成9年規則97号・22年45号〕

附 則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年6月15日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年11月7日規則第107号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成元年3月31日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年8月7日規則第77号）

この規則は、平成4年8月15日から施行する。

附 則（平成7年6月1日規則第41号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日規則第8号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成9年5月31日規則第97号）

- 1 この規則は、平成9年6月1日から施行する。（後略）

附 則（平成15年5月30日規則第67号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日規則第136号）

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年3月4日規則第2号）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。（後略）

附 則（平成18年3月31日規則第50号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

北海道収入証紙欄

浄化槽保守点検業登録申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）[㊤]

電話番号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 2 条第 1 項（第 3 項）の規定により、浄化槽保守点検業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

登録の種類	新規・更新	※登録番号	北海道知事登録浄保 第 号	
		※登録年月日	年 月 日	
申請時において既に受けている登録		登録番号	北海道知事登録浄保 第 号	
		登録年月日	年 月 日	
事業所の名称及び所在地並びに当該事業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及び 浄化槽管理士免状の番号				
事業所			浄化槽管理士	
名称	所在地	電話番号	氏名	免状番号
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名				
氏名	役名	氏名	役名	

注 1 ※印のある欄には、記載しないこと。
2 「新規・更新」については、不要のものを消すこと。
3 「事業所」欄と「浄化槽管理士」欄は、それぞれ対応させて記載すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 2 号様式（第 3 条関係）

誓 約 書

年 月 日

北海道知事 様

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 5 条第 1 項第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請者

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第3号様式（第3条関係）

器 具 明 細 書

		事務所の名称		
器 具 の 種 類	測 定 方 法	名 称	仕 様	数 量
温 度 計				
透 視 度 計				
溶存酸素測定器具				
水素イオン濃度指数測定器具				
塩素イオン濃度測定器具				
残留塩素測定器具				
汚泥沈殿試験器具				
スカム厚測定器具				
汚泥厚測定器具				
水 準 器				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第 4 号様式（第 4 条関係）

北海道浄化槽保守点検業者登録簿

登 録 番 号	北 海 道 知 事 登 録	登 録 年 月 日	年 月 日
	浄保 第 号	有効期間満了日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称		法人にあっては 代 表 者 の 氏 名	
住 所	郵便番号 電話番号		
事 業 所		浄 化 槽 管 理 士	
名 称	所 在 地 電 話 番 号	氏 名	免 状 番 号
	TEL		第号
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）			
氏 名	役 名	氏 名	役 名

登 録 済 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽保守点検業については、北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第1項の規定により登録したので通知します。

年 月 日

北海道知事



記

氏名又は名称

登 録 番 号 北海道知事登録浄保 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

別記第 6 号様式（第 7 条関係）

浄化槽保守点検業登録申請書記載事項変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）[㊤]

電話番号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号		北海道知事登録浄保 第 号
登 録 年 月 日		年 月 日
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 7 号様式（第 8 条関係）

浄化槽保守点検業廃業等届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所

氏名 印

電話番号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした浄化槽 保守点検業者	登 録 番 号	北海道知事登録浄保 第 号
	登 録 年 月 日	年 月 日
	氏名又は名称	
廃 業 等 年 月 日	年 月 日	
廃 業 等 の 事 由		
廃業等をした浄化槽 保守点検業者との関係	本人 役員 相続人 役員であった者 破産管財人 清算人	

注 1 「廃業等をした浄化槽保守点検業者との関係」欄は、該当部分を○で囲むこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 8 号様式（第 9 条関係）

業 務 区 域 書

年 月 日

北海道知事 様
（ 総合振興局長（振興局長）経由）

浄化槽保守点検業者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊞

電話番号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり
提出します。

登 録 番 号	北海道知事登録浄保 第 号
登録年月日	年 月 日
業務を行おうと する市町村名	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第9号様式（第10条関係）

9センチメートル
(表面)

第 号 身 分 証 明 書

(写真欄)

フリガナ
氏 名

年 月 日生

浄化槽管理士免状番号

上記の者は、浄化槽の保守点検の業務に
従事する者であることを証明します。

年 月 日

浄化槽保守点検業者の氏名 ⑩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

交付責任者
の 割 印

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

(裏面)

浄化槽保守点検業者登録番号	登 録 年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

別記第 10 号様式（第 11 条関係）

← 40センチメートル以上 →

浄化槽保守点検業者登録票	
氏 名 又 は 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
登 録 番 号	北海道知事登録浄保 第 号
登 録 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
浄化槽管理士の氏名	

35
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上

注 浄化槽管理士の氏名は、標識を掲示する事業所に設置される浄化槽管理士の氏名とすること。

別記第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

9 センチメートル (表面)		
第	号	
所属 氏名		
年 月 日生		
北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する 条例第 1 0 条第 3 項の立入検査員証		
年 月 日		
北海道知事		印

(裏面)

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例抜粋
(報告の徴収、立入検査等)
第10条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対してその業務に関し必要な報告を求めることができる。
2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、浄化槽保守点検業者の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(罰 則)
第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
一 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第10条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

6 浄化槽関係罰則一覧（抜粋）

「浄化槽法」及び「北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に係る罰則のうち、主に浄化槽工事（業者）、浄化槽清掃（業者）、浄化槽保守点検（業者）、浄化槽管理者に関係するものを抜粋しています。

1 浄化槽の設置、工事、工事業者関係

罰則条項	抵触条項	内容	罰則	備考
59条3号	21条1項、	知事の登録を受けずに浄化槽工事業を営んだ者	A	
59条4号	3項	不正の手段により浄化槽工事業の登録を受けた者		
59条5号	32条2項	知事が発する事業の全部又は一部の停止命令に違反した浄化槽工事業者		
63条1号	5条1項	浄化槽設置届出をせず、又は虚偽の届出をした者	C	
63条2号	5条3項	特定行政庁が発する、浄化槽の設置又は変更計画に対する変更又は廃止命令に違反した者		
64条1号	5条4項	浄化槽工事着手制限期間内に設置工事を施工した者*	D	
64条5号	29条2項	営業所毎に設置する浄化槽設備士が不在となった場合、2週間以内に是正措置をとらなかった浄化槽工事業者		
64条6号	29条3項	浄化槽設備士に実地に監督させるか、資格を持つ自らが実地に監督をしないで浄化槽工事を施工した浄化槽工事業者		
64条7号	31条	営業所毎に省令で定める事項を記載した帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は帳簿を保存しなかった浄化槽工事業者		
64条9号	44条	資格を持っていないのに浄化槽設備士をなめる、又は紛らわしい名称を用いた者		
64条10号	53条1項	行政庁が求める浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした者		
64条11号	53条2項	法律の施行のために必要な立入検査において、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		
67条1号	25条1項 33条3項	登録内容の変更が生じた日から30日以内に登録変更をしなかった若しくは虚偽の届出をした浄化槽工事業者（特例工事業者も同じ）	G	
	26条	浄化槽工事業を廃業してから30日以内に廃業の届出をしなかった若しくは虚偽の届出をした者（特例工事業者も同じ）		
67条2号	28条1項	浄化槽工事業の登録を抹消される前に締結された浄化槽工事の注文主に、工事を承継した旨の通知をしなかった元工事業者又は工事承継者		
67条3号	30条	省令で定める標識の掲示を行わない浄化槽工事業者		
67条4号	42条3項	大臣の命令に違反し、浄化槽設備士免状を返納しなかった者		

*「相当である旨の通知」を受けた場合を除く

2 浄化槽の清掃、清掃業者関係

罰則条項	抵触条項	内容	罰則	備考
59条5号	41条2項	市町村長が発する事業の全部又は一部の停止命令に違反した浄化槽清掃業者	A	再掲
59条6号	35条1項	市町村長の許可を受けずに浄化槽清掃業を営んだ者		
59条7号		不正の手段により浄化槽清掃業の許可を受けた者		
62条	12条2項	保守点検又は清掃に関する改善命令、使用停止命令に違反した浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、技術管理者	B	
64条7号	40条	営業所毎に省令で定める事項を記載した帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は帳簿を保存しなかった浄化槽清掃業者	C	
64条10号	53条1項	行政庁が求める浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした者	D	再掲
64条11号	53条2項	法律の施行のために必要な立入検査において、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		
67条1号	37条	許可申請内容の変更が生じた日から30日以内に変更届出をしなかった若しくは虚偽の届出をした浄化槽清掃業者	G	

67条1号	38条	浄化槽清掃業を廃業してから30日以内に廃業の届出をしなかった若しくは虚偽の届出をした者	G	
67条3号	39条	省令で定める標識の掲示を行わない浄化槽清掃業者		

3 浄化槽の保守点検、保守点検業者関係

罰則条項	抵触条項	内容	罰則	備考
62条	12条2項	保守点検又は清掃に関する改善命令、使用停止命令に違反した浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、技術管理者	B	再掲
64条9号	47条	資格を持っていないのに浄化槽管理士をなめる、又は紛らわしい名称を用いた者	D	再掲
64条10号	53条1項	行政庁が求める浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした者		再掲
64条11号	53条2項	法律の施行のために必要な立入検査において、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		再掲
67条4号	45条3項	大臣の命令に違反し、浄化槽管理士免状を返納しなかった者	F	再掲
条例13条1号	2条1項、3項	知事の登録を受けないで浄化槽の保守点検を業として行った者	D	
2号		不正の手段により保守点検業の登録を受けた者		
3号	9条1項	知事が発する浄化槽保守点検の業務の停止命令に違反した者		
条例14条1号	10条1項	知事が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした者	E	
2号	10条2項	条例の施行のために必要な立入検査において、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		
条例15条	13条14条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、13条14条に定める違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても本条の罰金刑	D E	

4 浄化槽管理者、技術管理者関係

罰則条項	抵触条項	内容	罰則	備考
62条	12条2項	保守点検又は清掃に関する改善命令、使用停止命令に違反した浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、技術管理者	B	再掲
63条1号	5条1項	浄化槽設置届出をせず、又は虚偽の届出をした者	C	再掲
63条2号	5条3項	特定行政庁が発する、浄化槽の設置又は変更計画に対する変更又は廃止命令に違反した者		再掲
64条1号	5条4項	浄化槽工事着手制限期間内に設置工事を施工した者*	D	再掲
64条2号	10条2項	501人槽以上の浄化槽に技術管理者を置かなかった者		
64条10号	53条1項	行政庁が求める浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした者		再掲
64条11号	53条2項	法律の施行のために必要な立入検査において、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		再掲
66条の2	7条の23項、12条の23項	法定検査を受けるべき勧告に違反した者	F	
68条	11条の2	廃止届を出さない、又は虚偽の届をした者	H	

*「相当である旨の通知」を受けた場合を除く

罰則

A	1年以下の懲役又は150万円以下の罰金	E	10万円以下の罰金
B	6月以下の懲役又は100万円以下の罰金	F	30万円以下の過料
C	3月以下の懲役又は50万円以下の罰金	G	20万円以下の過料
D	30万円以下の罰金	H	5万円以下の過料

7 生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占用の取り扱いについて

(平成15年2月26日道整第1057号 北海道建設部長通知)

このことについて、別紙のとおり取り扱いを定めましたので、適切に事務をすすめてください。
なお、この取扱いは、平成15年4月1日以降到達した道路法第32条の占有許可申請について適用するものとし、「家庭用汚水等の道路側溝への排出のためにする道路側溝に接続する排水管の道路占有の取扱いについて」(昭和58年3月3日付け道路第144号土木部長通達)は廃止します。

(別紙)

生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占用の取り扱い

第1 生活排水を道路側溝に放流することができる地域

生活排水を道路側溝に放流することができる地域は、原則として、下水道法第4条第1項の規定により国土交通大臣又は北海道知事の認可を受けた同項の事業計画において定められた区域（農漁業集落排水事業区域も同様にみなす。）以外の区域であって、道路側溝以外に流末を形成する施設がない地域とする。

第2 生活排水を道路側溝に放流することができる処理水

(1) 生活排水を道路側溝に放流することができる処理水（以下「処理水」という。）は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条に定める浄化槽で処理したし尿及び生活雑排水とする。

また、当該浄化槽は、浄化槽法第13条の規定により国土交通大臣の認定を受けた浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、排出水のBOD $20\text{mg}/\text{リットル}$ （日間平均値）以下の機能を有するものであること。

(2) 処理していない生活排水の道路側溝への放流は、原則として認めないものとする。

第3 放流先の道路側溝への構造

処理水を放流することができる道路側溝は、原則として、流末端が公共用水域であり、処理水を流下させる余裕があると認められるものであること。

なお、処理水を流下させる余裕とは、当該道路設置時の流量計算による流下能力に余裕がある場合をいい、その他、既許可の生活排水の流入量、冬期間の積雪の影響、融雪期における現地の状態等を勘案し総合的に判断するものとする。

第4 排水管の構造

生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管（以下「排水管」という。）は、道路施設に支障を及ぼさない構造で道路側溝に接続するものとし、接続により道路管渠等の強度が低下するおそれがあると認められるときは、適切な補強措置を講じなければならない。また、配水管の口径は、100mm以下を標準とする。

第5 道路占用許可事務に係る留意事項

- (1) 排水管は、道路法第32条第1項第2号該当物件として扱うものとする。
- (2) 浄化槽法第2条に定める浄化槽で処理した生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管の道路占用料は「北海道道路占用料徴収条例の全部を改正する条例の施行について」（昭和45年4月1日道路第333号土木部長通達）2（5）ア（オ）に該当する占用料を徴収しない物件として扱うものとする。
- (3) 道路占用許可申請書には、北海道道路管理規則（昭和58年北海道規則第79号）第7条第2項に定めるもののほか、次の図書を添付すること。
 - ア 建築基準法第6条第1項に基づく建築確認申請書又は浄化槽法第5条第1項に基づく浄化槽設置届の写し
 - イ 流量計算書
 - ウ 流末経路図及び流末経路の道路側溝断面図
 - エ 合併処理浄化槽の構造図
- (4) 占用を許可するときは、次の条件を付すこと。
 - ア 占用者は、処理水の水質が常に適正に保たれるよう努めること。

また、道路管理者が必要と認めたときは、占用者は、浄化槽法第11条の規定に基づく検査結果書（直近1年以内のもの）及び当該検査結果書の判定結果が「おおむね適正」又は「不適正」である場合には、必要な措置を講じたことを確認した市町村長の文書の写しを提出すること。
 - イ 道路側溝に放流する生活排水に起因する臭気等により近隣との紛争を生じた場合は、占用者の責任において解決すること。
 - ウ 道路側溝からの逆流水による浄化槽の被害及び堆積物による側溝機能不全を原因として生じた浄化槽の損害等について、占用者は道路管理者に対して損害賠償等の請求を行わないこと。
 - エ 公共下水道等の供用が開始されたときは、占用者の負担においてすみやかに占用物件を撤去し、道路を原形に回復すること。
 - オ 占用許可期間の満了に伴い許可期間の更新を申請する場合には、上記アに定める検査結果書等の写しを添付すること。
 - カ その他、道路管理者が必要と認めた事項
- (5) 道路占用許可申請書（占用許可期間の更新）には、浄化槽法第11条の規定に基づく直近1年以内の検査結果書の写しを添付させ次のとおり取り扱うこと。
 - ア 判定結果が「適正」の場合には、道路占用許可期間の更新を許可して差し支えない。
 - イ 判定結果が「おおむね適正」又は「不適正」の場合には、当該検査結果書の写しにあわせて、水質に関する指導に基づき、必要な措置を講じたことを確認した市町村長の文書の写しを添付させ、道路占用許可期間の更新を許可して差し支えない。

8 「住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法の取扱方針」の策定について

(平成13年2月8日建指第1225号 北海道建設部建築指導課長通知)

平成12年3月のJIS規格の見直しに伴い、住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法については、平成12年5月1日から「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」により、基準面積を130㎡として5人槽又は7人槽として取り扱っているところです。しかしながら、例えば農村地域等においては、1世帯当たりの居住人員が少ない割に住宅の延べ面積が大きい傾向が見られ、高齢者夫婦2人世帯であっても7人槽の浄化槽を設けなければならないというように、算定式が明らかに実状に添わないと判断されるケースもあります。このようなことから、北海道では、道内の特定行政庁、限定特定行政庁、(社)北海道浄化槽協会、北海道町村会、北海道市長会に対し意見照会を行い、それらの意見を踏まえた上で、水道使用量等から想定される汚水量が一定値以下であると判断される世帯については、JISのただし書に基づき5人槽で取り扱うこととする標記取扱方針を定めましたので通知します。(以下略)

(別添)

住宅に設置する浄化槽の処理対象人員の算定方法の取扱方針

この取扱方針は、住宅（併用住宅を含む。以下同じ。）に設置する浄化槽の処理対象人員の算定にあたり、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」（以下「JIS」という。）の「2. 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書きの運用基準の明確化を図るものである。

1 目的

住宅に設置する浄化槽の処理対象人員の算定にあたり、実情に添った処理対象人員を算定することを目的とする。

2 対象となる住宅等

対象となる住宅は、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1) 既存の住宅であり、かつ、井戸水を使用していない場合

浄化槽を設置する時点での居住人員、子供の出生等により将来的に増加が予定される人員及びピーク月における1日当たりの平均の水道使用量の関係が、次のイ及びロに掲げる式に当てはまること。ただし、農業用に水道を使用しているためにピーク月における1日当たりの平均の水道使用量が大きく算定される農家住宅等でハに掲げる式に当てはまる場合については、前述の要件に当てはまるものとみなす。

イ $50a + 200b + c \leq 850$

ロ $a + b \leq 5$

ハ $a + b \leq 3$

$$\left\{ \begin{array}{l} a : \text{浄化槽を設置する時点での居住人員（単位 人）} \\ b : \text{子供の出生等により将来的に増加が予定される人員（単位 人）} \\ c : \text{ピーク月における1日当たりの平均の水道使用量（単位 リットル）} \end{array} \right\}$$

(2) 既存の住宅であり、かつ、井戸水を使用している場合

(1)のハに掲げる式に当てはまること。

3 提出書類

JISのただし書きに基づき処理対象人員を5人と算定した浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽設置届出書又は浄化槽確認申請（計画通知）設計概要書*（以下「浄化槽設置届出書等」という。）に別紙「JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」を添付するものとする。

また、2の(1)ただし書き及び2の(2)に適合することを要件とする場合については、更に住民票を添付することとする。

※建築確認申請と併せて浄化槽を設置する場合には「浄化槽確認申請（計画通知）設計概要書」
その他の場合には「浄化槽設置届出書」

4 審査方法等

(1) 市町村長は、「JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」（及び住民票）が添付された浄化槽設置届出書等を受理した場合には、同チェックリスト中の記載事項等を確認し、本庁若しくは所轄支庁建築主事又は所轄支庁長あて送付する。

(2) 本庁若しくは所轄支庁建築主事又は所轄支庁長は、浄化槽設置届出書等及び「JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」の記載内容（及び住民票）に基づき2の要件に適合しているか否かを審査し、適合していると認められる場合には、住宅の規模に関わらず5人槽の浄化槽の設置を認めることとする。

5 施行期日

平成13年4月1日から適用する。

別紙「J I S のただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」
(浄化槽設置届出書又は浄化槽確認申請(計画通知)設計概要書に添付)

今回、浄化槽の設置を予定している下記建築物は、建築物の使用状況から判断し、尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(J I S A 3302)の算定人員では明らかに実状に添わないので、住宅部分の算定人員を5人とします。 なお、下記に記載の事項は、事実と相違ありません。			
浄化槽設置者氏名 _____ (署 名)			
設置場所	浄化槽設置届出書 浄化槽確認申請(計画通知)設計概要書 に記載のとおり。		
浄化槽設置建築物の概要	用途	1 一戸建専用住宅 2 一戸建併用住宅	
	規模 (延べ面積)	住宅部分	_____ m ²
		その他の部分	_____ m ²
	居住人員	浄化槽設置時点での居住人員 _____人・・・(a)	
	子供の出生等により世帯人員が増加する予定の有無等	1 予定がない。 2 予定がある。 予定がある場合、増加後の居住予定人員 _____人・・・(b)	
		井戸水等の使用の有無	1 使用していない。 2 使用している。
	概ね過去1年間におけるピーク月の1日あたりの平均の水道使用量の実績(小数点以下四捨五入)	_____ m ³ /月	_____ リットル/日 ・・・(c)
備考			
市町村確認欄 ※	特定行政庁	☐ 50a + 200b + c = _____ ≤ 850	
係員印	審査欄 ※	☐ a + b = _____ ≤ 5	
		☐ a + b = _____ ≤ 3	

注1： ※印の欄は、記入しないでください。
注2： 一戸建併用住宅の居住以外の部分の人員算定は、J I S 式により算定してください。
注3： (a) + (b) ≤ 3であることを要件にする場合には、住民票を添付してください。

9 市町村の凍結深度

支庁	市町村名	建物に対する凍結深度(cm)	支庁	市町村名	建物に対する凍結深度(cm)	支庁	市町村名	建物に対する凍結深度(cm)	支庁	市町村名	建物に対する凍結深度(cm)
石狩	札幌	60	後志	黒松内	60	留萌	留萌	60	胆振	壮瞥	60
	江別	60		寿都	60		増毛	60		白老	60
	千歳	60		島牧	60		小平	60		安平	70
	恵庭	60		夕張	60		苫前	60		旧早来町	100
	石狩	60		岩見沢	60		羽幌	60		旧追分町	80
	旧厚田村	70		旧北村	50		初山別	70		厚真	80
	旧浜益村	80		旧栗沢町	60		遠別	60		むかわ	80
	当別	60		美唄	60		天塩	80		旧武井町	80
	新篠津	60		芦別	70		幌延	80		旧穂別町	70
	北広島	60		赤平	70		稚内	80		日高	100
	函館	60		三笠	60		猿払	90		旧日高町	80
	旧丹波町	70		滝川	70		浜頓別	80		旧門別町	70
	旧恵山町	50		砂川	90		中頓別	90		平取	70
	旧榎法華村	60		歌志内	70		枝幸	80		新冠	70
	旧南茅渚町	60		深川	60		旧枝幸町	80		新ひだか	70
	松前	60		由仁	60		旧歌志内町	80		旧静内町	90
	福島	60		長沼	60		豊富	80		旧三石町	50~60
	知内	60		栗山	60		礼文	80		浦河	70
	木古内	60		南幌	60		利尻	70		様似	70
	北斗	60		奈井江	80		利尻富士	90		えりも	100
	七飯	60		上砂川	80		北見	100		帯広	80
渡島	鹿部	60		月形	60	網走	旧網走町	120	十勝	音更	90
	森	50		浦臼	60		旧留辺町	120		士幌	80
	旧砂原町	70		新十津川	60		旧留辺町	90		上土幌	80
	旧森町	60		妹背牛	70		旧常呂町	80		鹿追	80
	八雲	70		秩父別	80		網走	80		新得	90
	旧八雲町	60		雨竜	80		紋別	100		清水	80
	旧熊石町	60		北竜	60		大空	80		芽室	100
	長万部	60		沼田	80		美幌	90		中札内	100
	江差	60		幌加内	80		津別	80		更別	80
	上ノ国	60		旭川	70		斜里	80		大樹	80
	厚沢部	60		士別	80		清里	80		広尾	80
	乙部	60		旧朝日町	80		小清水	100		幕別	110
	せたな	60		名寄	80		訓子府	120		旧忠類村	90
	旧大成町	70~80		旧風連町	70		置戸	120		池田	90
	旧賴朝町	50		富良野	90		佐呂間	90		豊頃	100
	旧北檜山町	60		鷹栖	80		遠軽	90		浦幌	80
	奥尻	50		東神楽	80		旧生田原町	90		本別	120
	今金	50		比布	100		旧鎌瀬町	80		足寄	120
	小樽	50		当麻	80		旧丸瀬布町	80		陸別	120
後志	余市	60		愛別	80	胆振	旧白滝村	80	釧路	釧路	100
	仁木	60		上川	80		上湧別	80		旧音別町	120
	赤井川	60		東川	80		湧別	80		釧路(町)	110
	古平	60		美瑛	80		滝上	80		厚岸	90
	積丹	60		上富良野	90		興部	80		浜中	100
	神恵内	60		中富良野	80		西興部	80		標茶	100
	泊	60		南富良野	60		雄武	60		弟子屈	100
	岩内	60		占冠	90		室蘭	60~80		鶴居	80
	共和	60		和寒	80		苫小牧	60		白糠	100~110
	倶知安	60		剣淵	90		登別	50		根室	100
	京極	60		下川	80		伊達	70		別海	90
	喜茂別	70		美深	80		旧大滝村	50		中標津	100
	留寿都	60		音威子府	70		豊浦	50		標津	90
	真狩	60		中川	70		洞爺湖	50		羅臼	90
	ニセコ	60					旧虻田町	50			
	蘭越	60					旧南郷村	50			

(注) この表に掲げる凍結深度は、各市町村の標準的な値であって、同じ市町村においても、外気温が大きく異なる場合があり、また、地質や地下水位、標高などによっても異なるので、それぞれの状況に応じて、凍結深度を設定しなければならない。

表中、建物に対する凍結深度とは、地面から基礎底盤下端までを示す。

資料：「実務に役立つ建築法規解説 2008」（編集：全道建築行政連絡会議）

10 浄化槽法にかかる事務権限の市町村への移譲について

浄化槽法に定める各種届出の受理や適正な維持管理のための指導等については、浄化槽の多くが住民家庭に設置されていることから、現場に最も近い市町村に事務を担っていただくことがよいとの考えから、知事の事務権限の市町村への移譲を進めています。

①全市町村に移譲済みの事務権限（S 6 2～、H 1 2～）

条 項	内 容
第5条第1項、第2項	浄化槽の設置（変更）届出の受理及びそれらの計画に係る勧告
第10条の2第1項～第3項	浄化槽使用開始報告書、技術管理者変更報告書、浄化槽管理者変更報告書の受理
第12条第1項、第2項	保守点検又は清掃に係る助言・指導、勧告、改善命令
第53条第1項、第2項	浄化槽管理者又は浄化槽清掃業者に係る保守点検、清掃等に係る報告の徴収及び事務所等への立入検査又は質問

②H 1 7 法改正により新たに生じた事務権限：H 1 9 から移譲（移譲済み市町村は下表のとおり）

条 項	内 容
第7条第2項（第11条第2項での準用を含む）	浄化槽の法定検査に係る指定検査機関からの報告の受理
第7条の2第1項、第12条の2第1項	浄化槽の法定検査の受検確保のために必要な指導・助言
第7条の2第2項、3項、第12条の2第2項、3項	浄化槽の法定検査を受けるべき旨の勧告、措置命令
第11条の2	浄化槽使用廃止届出書の受理

③H 2 2 から移譲項目に追加した事務権限（全市町村に移譲済みの権限と密接不可分の権限）

条 項	内 容
第5条第4項	届出の内容が適当であると認める旨の通知

石狩振興局		黒松内町	○	栗山町	○	留萌振興局		湧別町	◇	清水町	○
札幌市	●	蘭越町	○	月形町	◇	留萌市	○	滝上町	◇	芽室町	○
江別市	○	ニセコ町	◇	浦臼町	○	増毛町	○	興部町	◇	中札内村	◇
千歳市	○	真狩村	◇	新十津川町	○	小平町	○	西興部村	◇	更別村	○
恵庭市	○	留寿都村	○	妹背牛町	○	苫前町	◇	雄武町	○	大樹町	◇
北広島市	○	喜茂別町	○	秩父別町	○	羽幌町	◇	大空町		広尾町	○
石狩市	○	京極町	○	雨竜町	○	初山別村	○	胆振総合振興局		幕別町	○
当別町	○	倶知安町	△	北竜町	○	遠別町	○	室蘭市	○	池田町	○
新篠津村	○	共和町	○	沼田町	○	天塩町	○	苫小牧市	○	豊頃町	○
渡島総合振興局		岩内町	○	上川総合振興局		宗谷総合振興局		登別市	○	本別町	○
函館市	●	泊村	○	旭川市	●	稚内市	○	伊達市	○	足寄町	○
北斗市	○	神恵内村	○	士別市	○	猿払村	○	豊浦町	○	陸別町	◇
松前町	○	積丹町	◇	名寄市	○	浜頓別町	○	壮瞥町	○	浦幌町	○
福島町	△	古平町	○	富良野市	◇	中頓別町	○	白老町	○	釧路総合振興局	
知内町	○	仁木町	○	鷹栖町	○	枝幸町	○	厚真町	○	釧路市	○
木古内町	○	余市町	○	東神楽町	○	豊富町	○	洞爺湖町	○	釧路町	○
七飯町	○	赤井川村	○	当麻町	○	礼文町	○	安平町		厚岸町	○
鹿部町	○	空知総合振興局		比布町	◇	利尻町	○	むかわ町	○	浜中町	○
森町	○	夕張市	○	愛別町	○	利尻富士町	○	日高振興局		標茶町	○
八雲町	○	岩見沢市	◇	上川町	◇	幌延町	○	日高町		弟子屈町	○
長万部町	○	美唄市	○	東川町	◇	オホーツク総合振興局		平取町	△	鶴居村	○
檜山振興局		芦別市	○	美瑛町	◇	北見市	○	新冠町		白糠町	○
江差町		赤平市	○	上富良野町	○	網走市	◇	浦河町		根室振興局	
上ノ国町	◇	三笠市	○	中富良野町	○	紋別市	○	様似町	○	根室市	○
厚沢部町	◇	滝川市	○	南富良野町	○	美幌町	◇	えりも町	◇	別海町	○
乙部町	○	砂川市	○	占冠村	○	津別町	◇	新ひだか町	○	中標津町	○
奥尻町	○	歌志内市	◇	和寒町	○	斜里町		十勝総合振興局		標津町	○
今金町	○	深川市	○	剣淵町	○	清里町		帯広市	○	羅臼町	○
せたな町	○	南幌町	○	下川町	○	小清水町		音更町	○	(H23. 4. 1現在)	
後志総合振興局		奈井江町	○	美深町	○	訓子府町	◇	士幌町	○		
小樽市	●	上砂川町	○	音威子府村	○	置戸町		上士幌町	○		
島牧村	○	由仁町	○	中川町	○	佐呂間町	◇	鹿追町	○		
寿都町	○	長沼町	○	幌加内町	○	遠軽町	○	新得町	○		

●：法律で権限あり ○：②③移譲済 ◇：②移譲済（③は未移譲） △：③移譲済（②は未移譲）

11 いわゆる「放流同意問題」について

(昭和63年10月27日衛浄64号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)

浄化槽行政の推進については、かねてより種々御配慮をいただいているところである。

さて、浄化槽法第五条第一項の浄化槽の設置等の届出を受理するに際して、浄化槽放流水の放流先の農業用水管理者、水利権者、地域住民等からの放流同意書を添付させている例が見られるところである。

浄化槽の設置等の届出の際に放流同意書の添付を義務付けることが違法であることはいうまでもないが、かつて単独処理浄化槽等に付いてトラブルが多く、放流同意を求めることがその対応としてとられたものと解される。しかし、浄化槽の性能も向上し、浄化槽法の施行後三年経過して法規制の体制も整備されるとともに、小型合併処理浄化槽の普及により浄化槽を取り巻く社会的状況が著しく変化した今日においては問題点も多いので、今後、浄化槽について正しく理解されるよう住民に対する啓発に努められるとともに、左記の点を踏まえ、浄化槽法の円滑な運用を図られたい。

記

- 1 合併処理浄化槽については、一般に処理性能も良く、し尿に加えて生活雑排水の適正処理も行うことから、「放流同意書」の添付を一律に求めることは、違法の疑いが強いこと。

なお、法令に基づき水路の管理者から水路の占用許可を得る必要がある場合、水路の管理者から法令に基づく協議が求められた場合等に法令上の手続きを行うよう指導することは、ここでいう「放流同意」とは異なるものであること。

法令上の手続きの例としては、土地改良法第五六条(土地改良区の協議請求)、道路法第三二条(道路の占用の許可)、河川法第二六条(工作物の新築等の許可)等がある。

この場合においては、合併処理浄化槽の、生活排水対策としての重要性にかんがみ、水路の管理者等の理解を求め、水路の占用許可等が円滑に得られるように努められたい。

- 2 単独処理浄化槽についても、一律に「放流同意書」の添付を求めることは特殊な事情がない限り不適切であること。

ただし、単独処理浄化槽の場合は生活雑排水については無処理であるため、地域によつては、合理的範囲の者の同意を求める指導を行うことも許容される場合もあり得るが、このような場合には、むしろ合併処理浄化槽の設置について積極的な指導を行われたいこと。

- 3 地域住民の慣習として「放流同意」が存在する場合には、浄化槽に対する正しい理解、知識の普及を図り、不合理な「放流同意」の解消に努められたいこと。

12 浄化槽法事務体系

◆◆ 浄化槽法の体系 ◆◆

